

令和8年度新見市地方独立行政法人評価委員会（第2回）議事要旨

【日 時】

令和8年7月6日（月）13：30～16：20

【場 所】

新見公立大学 本館2階会議室A

【出席者】

- （1）評価委員会：岡崎委員長、中西委員、加藤委員
- （2）公立大学：公文学長、久保副学長、鹿島事務局長、斎藤学生部長、矢嶋学生部次長
宮本総務課長、宮崎学生課長、上山教務課長、眞治総務課長補佐、大谷主事
- （3）事務局：掛屋教育連携推進課長、泉教育連携推進課長補佐

■要旨

「令和7年度事業報告書」、「令和7年度に係る業務の実績に関する項目別実績報告書」、「令和7年度財務諸表」、「令和7年度決算報告書」、「第3期中期目標期間評価に係る実績報告書」の各資料に基づき、公立大学から説明を受けた。

今回の評価委員会では、令和7年度事業実績及び第3期中期目標期間中間評価に係る実績についての大学からの説明にとどめ、次回評価委員会（7月17日（金）14：00から、市役所南庁舎3階3A）にて評価を審議することとした。

■詳細

【令和7年度事業実績】

I 教育・研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育

1) 教育の内容（自己評定4）

- ・チューター等による学習支援、模試・対策講義・個別面接などで国家試験の高水準合格率を維持。
- ・国際交流、研修（韓国・米国）、VR活用のシミュレーション教育導入などの取り組み。

《質疑》

委員：健康保育学科の「防災士」について必須科目となっているが、受験率が72.7%なのはなぜか。

大学：必須科目ではあるが、受験は自由。受験料が1万円必要であることが受験率に影響の可能性。

2) 教育の実施体制（自己評定3）

- ・岡山市立市民病院との包括連携協定（人材交流、教育支援、共同研究の実施など）の締結。
- ・文部科学省の行う全国学生調査（令和7年9月公表）の「医学・歯学・薬学・保健」分野において、上位リストにランクイン。（169大学）

《質疑》

委員：「大学が求める教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、人材確保の体制を整えたとあるが、具体的には。

大学：この6年間の間に認定看護師養成課程などを開設し、幅広く専門家を活用できるような体制としている。

2 研究

1) 研究の内容（自己評定3）

- ・新見公立大学地域共生推進機構を中心として、大学発の木のおもちゃ制作を通じた健康保育学科とのブランディングを開始。
- ・新見市と本学全世代型地域包括ケア研究センター、岡山トヨタ自動車株式会社、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金、特定非営利活動法人みんなの集落研究所が連携し、福祉と交通・移動支援を一体的に推進する新見版Ma a Sとしてプロジェクトチーム(N i M P)を立ち上げ。産官学民の協働での取り組みを推進。
- ・新見市が設置した「新見市地域共生社会推進本部」の副本部長に学長が就任。大学の教育研究資源を活かし、地域福祉・人材育成・実践的支援などで新見市との協働を推進。

《質疑》

委員：産官学民協働事業のN i M P立ち上げは、元々、大学側からの提案か、企業からの提案か。

大学：大学の方で、福祉×交通というテーマで提案したものである。大佐田治部地区をモデルに、公共交通機関を使って、積極的に外へ出る機会を創出することがどのように健康に繋がるかという研究を行う過程でのプロジェクト。

2) 研究の実施体制（自己評定3）

- ・摂食嚥下障害看護認定看護師教育課程の開設。誤嚥性肺炎等のリスクを下げつつ「口から食べる」支援を広げるため、指導的看護師を養成。（西日本初）
- ・3号館4階の音楽室、ピアノ練習室、廊下の改修工事を行い、音楽に関する研究環境を整備。

3 学生の確保及び支援

1) 学生の確保（自己評定4）

- ・入学者選抜実質倍率が1.0倍超、定員充足率も100%超で安定を確保。

《質疑》

委員：西からの学生志願者数は増加したのか。また、今年度、倍率が高かった要因と今後の見立て。

大学：周南公立大学（山口県周南市）で九州地方などの西からの流れが止まる傾向は今年度も変わらない。また、今年度の倍率が高い数値を出していることについては、共通テストの難化等で志願動向が変わったことが要因として挙げられる。（当初、岡山大学、岡山県立大学などを志望する学生の志望校変更。）来年度は今年度の反動を警戒して高校訪問等を行っている。

2) 学生支援（自己評定3）

- ・各学科において、きめ細かな修学支援体制を実施。
- ・メンタルヘルス・障害学生支援を強化し、精神科医2名と公認心理師を配置。

《質疑》

委員：高等教育無償化制度利用者の数は減る見込みなのか。

大学：令和7年度から、国の高等教育無償化制度の多子世帯要件が拡充されたため、利用者は大幅に増加。今年度も減少するというよりは、横ばいの見込み。

Ⅱ 社会貢献に関する目標を達成するために取るべき措置（自己評定4）

- ・地域の「学びの場」

全世代型地域包括ケア研究センターの定例シンポジウム・鳴滝塾を複数回開催。また、ウェルネスライフ部門の「口から食べる幸せを守る」（K T S M第13回全国大会）が本学の共催により岡山市で開催。

- ・学生ボランティアの「活動の場」

市内のイベントに学生が積極的に関わり、地域の活性化に大きく貢献。

- ・保育・看護・介護・福祉専門職等の「スキルアップの場」

各学科の特色をいかした、リカレント教育の場を継続的に提供して、地域の専門職の学修や実践力の向上に寄与。

《質疑》

委員：学生のボランティア活動は単位化されているのか。

大学：原則単位化していないが、一部授業と連動するケースや、保育分野で実習後のボランティアが単位に反映される仕組みがある。（土下座祭りへの参加などは授業の一環として単位制。）

委員：駅西サテライトで開設される、こどもの感性と能力を高める「ひだまりのいえ」（2歳～6歳）について、1日の対応可能人数は何人か。

大学：担当する職員が高齢ということもあり、1日2件として考えている。現在、後継職員の育成を進めている状況。

Ⅲ 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するためにとるべき措置（自己評定4）

- ・開設から3年半になるN i U新見駅西サテライトの利用状況は、令和7年度の月平均利用者数が約1,090人。オープンから累計44,990人の利用実績。市民公開講座や多世代交流イベントを実施し、子どもから高齢者まで幅広い市民に開かれた交流拠点として機能。また、地域共生推進センターS Aを中心にワークショップを継続的に開催し、市民団体の利用を促進。さらに、特別支援教育に関する研修や不登校児童への相談支援、モンテッソーリ教育に基づく活動、子育て支援講座など、多様なニーズに応じた事業を展開。

《質疑》

委員：市民公開講座の実施状況は。

大学：次回での回答とする。

Ⅳ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1) 組織の改善及び効率化（自己評定3）

- ・定款及び業務方法書の改正について、改正スケジュールを作成し、新見市及び岡山県と調整を行い、計画通り改正の手続きを行い、第4期中期目標・中期計画実施のための基盤作りの実施。

2) 人事の適正化（自己評定3）

- ・教員評価制度の本格運用開始。（教育・研究・地域貢献・大学運営の4観点）
- ・市からの派遣職員6名体制。
- ・教職協働による大学運営の現状と将来構想をまとめた「新見公立大学 研修資料」を作成。

Ⅴ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1) 自己収入の確保及び増減リスクへの対応（自己評定3）

- ・前期・後期ともに授業料収納率100%を達成。
- ・令和7年度ふるさと納税基金寄付：220件／6,143,000円。

《質疑》

委員：授業料収納率100%とあるが、通常の引き落としの日に100%引き落とされたということか。

大学：通常の引き落としの日には、およそ8～9割が引き落としされ、残りを督促などで徴収している。

国の修学支援制度の多子世帯要件が昨年度から拡充されたこともあり、そもそもの授業料徴収自体が減少していることも要因の一つとして考えられる。

2) 外部資金の獲得（自己評定3）

- ・科学研究費補助金の応募：25件（前年度比＋8件）
- ・外部資金調達：3件／560,000円（岡山県、ウエスコ学術振興財団）

《質疑》

委員：科学研究費補助金の応募が25件に対して、獲得が16件というのは少ないのか。

大学：本学のレベルを考慮すると、全国的にみて平均か、平均より少し低い程度の件数。

3) 経費の抑制（自己評定3）

- ・過度な工事の抑制、会議資料のペーパーレス化。

《質疑》

委員：大学のペーパーレス会議はどの程度普及しているのか。また、効果は。

大学：効果については未算出。ペーパーレス会議も最近導入しているため、規模としては大きくない。

Ⅵ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1) 自己点検及び自己評価（自己評定3）

- ・評価結果を業務改善に活用する体制を整備。

2) 情報公開及び情報発信（自己評定3）

- ・大学ホームページの積極的な活用により、令和6年度に減少した閲覧数が令和7年度では増加に転化。

Ⅶ その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1) 施設・設備の整備及び活用（自己評定3）

- ・3号館4階改修を完了。令和8年度改修予定の1・2階についても設計を完了。

2) 危機管理及び安全管理（自己評定3）

- ・令和7年10月29日に防災訓練を実施。地震時の避難訓練を実施するとともに、参加者全員に対して非常食の配布を行い、防災対策の備えに関する意識の醸成。

《質疑》

委員：防災訓練の参加者が前年度より減少しているではないか。

大学：参加者数を増やすように、引き続き防災訓練の内容を検討する。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画～XⅡ 剰余金の使途（自己評定3）

※令和7年度決算報告参照

XⅢ 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年新見市規則第16号）で定める事項

1) 施設及び設備に関する計画（自己評定3）

- ・市道改良工事に伴い、駐輪場を仮設設置。迂回路の歩道に夜間照明を設置し、学生の利便性と安全性を確保。
- ・専用プリンターの導入（2,000,000円）
従来、外部委託（年間600,000円）していた学生証や職員証のICカードの発行を自前で行える体制となる。※約4年間で導入経費回収効果を見込む。

2) 中期目標の期間を越える債務負担

※該当無し

3) 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途 （自己評定3）

- ・積立金を活用し、教育研究の向上及び組織運営の改善を図る。

4) その他法人の業務に関し必要な事項

※該当無し

令和7年度決算報告

- ・資産合計：26.39億円（前年比6%減）
- ・負債合計：6.84億円（前年比21%減）
- ・経常損失：71,406,709円（経費増が収益増を上回る。）
- ・目的積立金の取り崩し：当期総利益：2,705,602円を確保。
- ・キャッシュ：期末残高は約3.20億円（当期約9.128万円減。）

《質疑》

委員：業務活動キャッシュフローが落ちた要因は。

大学：次回での回答とする。

【第3期中期目標期間中間評価に係る実績】

I 教育・研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育

1) 教育の内容（自己評価4）

- ・過去6年間を通して国家資格合格率は100%に近い高水準を維持。
- ・令和7年度に修了定員増加が完了し、令和6年度には地域福祉学専攻の初修了生を輩出。
- ・令和7年度にアメリカでの海外研修を約10年ぶりに再開。（キャリア教育）
- ・令和7年度に韓国・世京大学と学術交流協定を締結。（国際交流）

2) 教育の実施体制（自己評価3）

- ・令和6年度に学長連絡会議設置し、教育研究実施組織の編成。
- ・大学設置基準第8条に定める主要授業料目の決定、基幹教員・指導補助者の運用。
- ・総務課内に企画評価室を設置し、大学運営の支援・企画立案機能を強化。
- ・岡山市立市民病院との包括連携協定締結。

2 研究

1) 研究の内容（自己評価3）

- ・令和6年度に、新見市総務部移住・定住推進課と共に産官学連携として、Nurse and Craft 株式会社、古河産業株式会社、ショッピングリハビリカンパニー株式会社と協議を行い、プロジェクトを展開。
- ・令和7年度に、「新見市地域共生社会推進本部」が設置されたことに対して、大学の教育研究資源を活かし、地域福祉・人材育成・実践的支援などで新見市と協働しながら、実務者会議や具体的事業にも積極的に参画し「健康福祉のまちづくり」事業を推進。

2) 研究の実施体制（自己評価3）

- ・「日本看護研究学会 中国・四国地方会 第38回学術集会」を開催。一般社団法人日本看護研究学会の中国・四国地方会（島根・鳥取・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の9県）が、看護学の進歩発展と地域社会への貢献を目的とした学術集会。

3 学生の確保及び支援

1) 学生の確保（自己評価4）

- ・実質倍率1.0%以上維持、定員充足率100%
- ・健康保育学科における総合型選抜の導入。
- ・看護学科における摂食嚥下障害看護認定看護師教育課程の開設。
- ・公益財団法人「シップヘルスケア古川教育財団」の奨学金（月額5万円給付）に学生30名が選ばれ、学内10団体に活動助成金（1件上限20万円）が支給された。
- ・新見自動車教習所送迎バスルートに大学が追加され、学生の利用が可能になる。

2) 学生に対する支援（自己評価3）

- ・学術情報支援として図書蔵書数増加、電子ジャーナル（国外）の充実化。
- ・修学・キャリア支援センターにおける個々の学生に対するキャリア支援。令和7年度は、修学支援に関する相談の件数が、前年度比368件増の885件となった。

《質疑》

委員：高等教育無償化制度と授業料減免制度の違いは。

大学：高等教育無償化制度は、文部科学省の制度（修学支援制度）であり、日本学生支援機構を通じて申請するもの。

令和7年度から「扶養する子どもが3人以上いる多子世帯」であれば、所得制限（年収制限）無しで授業料・入学金の減免措置を受けられるようになったことから申請件数が大きく増加。

これに対して、授業料減免制度は、本学独自の減免制度であり、国の修学支援制度の要件には該当しないが、本学が決める基準に合致した経済的困窮者であれば減免するというもの。

この他に、本学独自のふるさと給付型奨学金として育英奨学基金（1人10万円）存在。

修学支援制度の多子世帯要件拡充に伴い、授業料減免制度の申請はかなり減少。

II 社会貢献に関する目標を達成するために取るべき措置（自己評価3）

- ・令和6年度に、「鳴滝塾」を地域共生推進センターの活動として位置付け。
- ・令和7年度に、鳴滝塾XⅢ「福祉×交通・移動支援を考えるシンポジウム」を開催し、新見版Maasの推進に向けてプロジェクトチーム(NIMP)を立ち上げ。

《質疑》

委員：フィジカルアセスメント研修会で真庭地域の学生を対象としているのはなぜか。

大学：次回での回答とする。

III 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するためにとるべき措置（自己評価4）

- ・NiU新見駅西サテライトでの市民公開講座開講。
- ・地域共生推進センターSA、新見市出身学生で構成する「新見会」などによる地域貢献活動。
- ・年間を通じて幅広い世代が交流できるイベントを実施することで広く市民への施設開放実現。

《質疑》

委員：新見市出身学生で構成する「新見会」の所属人数は。

大学：およそ５０人が所属。

Ⅳ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

１）組織の改善及び効率化（自己評価３）

- ・短期大学から四年制大学へ組織を再編成。
- ・修学・キャリア支援センターの設置による学生支援強化。
- ・広報委員会設置による広報機能強化。
- ・全世代型地域包括ケア研究センターの設置。
- ・大学院運営委員会の設置。
- ・評価・将来構想委員会内に構想部会設置。
- ・総務課内に企画評価室を設置。

２）人事の適正化（自己評価３）

- ・教員業績評価制度の運用開始。
- ・新見市からの派遣職員に対する市の評価制度適用。（その他事務職員に対しても準用。）
- ・毎年、採用試験を実施し、計画的な採用を行っている。

《質疑》

委員：プロパー職員の採用について、定着化しているように思えるが、プロパー職員の採用で良かった点、弊害と思える点は。

大学：転勤が無いと、経験が蓄積され育つことが良い点。弊害は思い当たらない。

Ⅴ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１）自己収入の確保及び増減リスクへの対応（自己評価３）

- ・授業料等滞納者への対応を文書、電話、口頭で実施。授業料収納率１００％達成。
- ・ふるさとにしみ応援基金：２２０件／６，１４３，０００円（令和７年度）

２）外部資金の獲得（自己評価３）

- ・科学研究費補助金：１６件／９，２４３，０００円（令和７年度）

３）経費の抑制（自己評価３）

- ・事務効率化への取り組み。
- ・電気代等管理的経費の節約。

《質疑》

委員：各種財団からの外部資金調達について、令和5年度に厚労省から調達している3,349,600円はどういったものであったか。

大学：次回での回答とする。

委員：寄附の募集とあるが、金額は上がってきたのか、下がっているのか。

大学：学生応援基金ということで企業から募金を行っているが、金額は年によって上下している。

委員：募金をした企業には年度の決算報告を行っていないのではないか。実施を求む。

Ⅵ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に係る目標を達成するためにとるべき措置

1) 自己点検及び自己評価（自己評価3）

- ・学校教育基本法に基づく自己点検評価を実施。
- ・内部質保証部会の設置。
- ・企画評価室の設置。
- ・大学教育室保障・評価センターの評価する認定評価書「点検評価ポートフォリオ」の提出。

2) 情報公開及び情報発信（自己評価3）

- ・ホームページを活用して、大学の活動やイベント情報などを積極的に掲載。

Ⅶ その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1) 施設・設備の整備及び活用（自己評価3）

- ・3号館を中心とした施設整備を計画的に実施。
- ・計画的な修繕等の実施と計画。

2) 危機管理及び安全管理（自己評価3）

- ・災害時対応マニュアルの更新と防災体制強化。
- ・パソコンの二要素認証導入及びセキュリティ更新。
- ・個人情報管理の徹底。
- ・学生の防災訓練実施。

《質疑》

委員：本館に通じる市道の工事について、これは拡張工事か。

大学：拡張工事＋歩道整備工事である。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画（自己評価3）

※過年度決算書参照

Ⅸ 短期借入金の限度額（自己評価3）

- ・借入実績無し（限度額：1億円）

X 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

※該当無し

XI 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

※該当無し

XII 剰余金の使途（自己評価3）

- ・ 教育研究等の質向上。
- ・ 四年制化に伴う施設整備。

XIII 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年新見市規則第16号）で定める事項

1）施設及び設備に関する計画（自己評価3）

- ・ 地域共生推進センターの整備。（バリアフリーを徹底。）
- ・ コミュニティカフェ、ラーニングコモンズ、ビューラウンジの整備。
- ・ 新見駅西サテライトの開設。
- ・ 3号館の改修。

2）中期目標の期間を越える債務負担（自己評価3）

- ・ 地域共生推進センター棟建築費用について、令和12年度までの債務負担を決定。

**3）地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途
（自己評価3）**

4）その他法人の業務に関し必要な事項

※該当無し

【連絡事項】

次回 第3回開催日：令和8年7月17日（金） 14時～